



関東運輸局プレスリリース

平成25年1月8日

<問い合わせ先>

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

担当 五十嵐、藤井、高久

電話 045-211-7271

FAX 045-201-8804

<配布先>

横浜海事記者クラブ

神奈川県政記者クラブ

関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

株式会社 CRUISING WORLD に対する事業の停止処分について

国土交通省関東運輸局では、貸切バス事業者である株式会社 CRUISING WORLD に対し平成24年8月2日、同年8月3日及び同年8月6日に特別監査を実施しました。

その結果、道路運送法等関係法令の規定に違反している事実を確認し、精査した結果、「一般貸切自動車運送事業者に対する処分基準について」（平成21年9月30日付け関東運輸局長公示）、記4.(1)①に定めるところによる違反点数が51点以上となり、「事業の停止処分」に該当することとなったので、同事業者に対して、平成24年12月21日に聴聞を実施し、別紙の13項目について、事実相違ない旨の陳述がありました。

つきましては、下記のとおり平成25年1月8日付けで道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分を行いましたので、お知らせ致します。

記

1. 処分内容

一般貸切旅客自動車運送事業の停止処分

(事業の停止期間) 平成25年1月9日～平成25年2月7日の30日間

2. 違反行為の概要

別紙

株式会社CRUISING WORLDへの立入検査において確認された法令違反事項

1. 営業所毎に配置する事業用自動車の数の変更届出を怠っていたこと。
(道路運送法第15条第3項)
2. 発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する運送を行っていたこと。
(道路運送法第20条)
3. 運送引受書を交付していないものがあつたこと、及び運送引受書に記載事項の不備があつたこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
4. 運転者の過労防止に関する措置が不適切であつたこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
5. 交替運転者の配置をしていなかったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第6項)
6. 点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であつたこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)
7. 乗務記録を作成していないものがあつたこと、及び乗務記録に旅客が乗車した区間の記録が不適切であつたこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)
8. 運行記録計による記録を怠って運行していた事業用自動車があつたこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)

9. 運行指示書に記載事項の不備があったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
10. 運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
11. 運行管理者に運輸支局長の行う研修を受けさせていなかったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)
12. 運行管理者に対する適切な指導監督が不適切であったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)
13. 事業用自動車に事業者の名称及び貸切の表示をしていなかったこと。
(道路運送法第95条)
(道路運送法施行規則第65条)

合計13件で累積違反点数は63点となる。
(過去の違反の累積点数33点を含む)

公 示

(抜粋)

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成21年 9月30日

一部改正 平成21年11月20日

一部改正 平成24年 4月13日

関東運輸局長	神谷 俊広
東京運輸支局長	矢田 淑雄
神奈川運輸支局長	石橋 健
埼玉運輸支局長	上岡 一雄
群馬運輸支局長	栗本 久
千葉運輸支局長	飯村 勉
茨城運輸支局長	鬼沢 秀通
栃木運輸支局長	四月朔日功一
山梨運輸支局長	春原 俊男

記

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。

2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 自動車等の使用停止処分を行うべき違反行為を行った事業者には、処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

4. 事業の停止処分

- (1) 事業の停止処分は、次の①又は②のいずれかに該当することとなった場合に、当該違反営業所等に対して、6月以内の期間を定めて行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合